

關東地方評議會創立に關する

聲明書發表に就て

本評議會創立に關する聲明書は、その發表日附に示せるが如く、昨年十二月廿八日に作られたものであつた。然し其の時は既に關東同盟内紛に關する中央委員會の決定があつた後であり、斯かる聲明書の發表は、評議會創立が、總同盟の組織内紛に於て、如何なる立場に立つものであるかを明かにする爲めに、我等にとつて絶対に必要なるにも係らざる、種々なる事情、特に關東同盟の冒險再發の危惧あるに就き、我等は自己の立場を明かに聲明する事を強推にしても關東同盟並に中央委員會の言外を承認せざるを得なかつたのである。

故に我等は浪名答んで此の聲明書發表を痛し控へたのであつた。

然るに、我等がこの聲明書を發表せざりしがため、其後我が評議會在總同盟の組織の中に於ける地位に就き、種々なる誤解を生じ事となつたのである。

一月十八日の中央委員會に於ては、評議會を總同盟の組織として正式なるものと認められたにも係らず、評議會創立以來の活動は益々労働大衆の現實要求に即應し活潑なる行動を取るに依り、組織が擴大され、除名當時の五組合に、新たに北都合同労働組合、静岡縣東部合同労働組合を加ふに至るや、官僚幹部は、大なる恐懼を感じ従つて評議會の發達並に其の行動を妨害し、以つて之を自毀せしめんとしたのである。

加ふるに、本年二月道橋機船工勞組合が總同盟に加盟するに際し、官僚幹部は該組合を關東同盟に極力加盟せしむべく、一度中央委員會に於て認めたることを無視し、評議會は總同盟組織の中に於ける變則的なるものなりと斷ずるに至つた。本聲明書にも示せるが如く、關東同盟が現評議會所屬組合五組合を除名せしむることは抑も變則的なるものであり、却つて彼等の變則的なる行動の結果として、止むを得ず生れたる評議會を變則的なる組織なりと斷ずるか如き、余りに片手落ちなる斷定であり、如何に彼等の單恣横暴なるかを立證するものである。

而して去る三月廿七日、中央委員會に於て評議會を解散せしむべき決議案爲したのである。如何なる事情で斯かる決議をなしたるか、未だその間の事情を知らず、却つて彼等幹部は、極力斯かる問題が大會に現れる事を妨害したのであつた。而して中央委員會に於て、公開の討論をなさずして決定したるか如きは、許すべからざる幹部の專斷である。

我等は、こゝに、如何にして關東地方評議會が創立され、總同盟組織の中に於て評議會は如何なる立場に立つものであるかに關する過去に關する聲明書を此びを得ず發表せざるを得ないのである。

關東地方評議會

日本勞働總同盟
大正十四年三月廿九日